



平成 30 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 京 葉 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 熊 谷 俊 行  
(コード番号 8544 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 市 川 達 史  
(TEL. 043-306-2121)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更を行うことを決議するとともに、平成 30 年 6 月下旬開催予定の第 112 期定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む、第 112 期定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 30 年 5 月開催予定の取締役会にて決定する予定です。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に集約することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

###### (4) 変更の条件

平成 30 年 6 月下旬開催予定の第 112 期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

##### 2. 株式併合

###### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当行普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として株式併合（2 株を 1 株に併合）を行います。

###### (2) 株式併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成30年10月1日をもちまして平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	287,855,716株
併合により減少する株式数	143,927,858株
併合後の発行済株式総数	143,927,858株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成30年10月1日）をもちまして、株式併合割合と同じ割合（2分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	790,029,000株
変更後の発行可能株式総数（平成30年10月1日付）	395,014,500株

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	14,157名（100.00%）	287,855,716株（100.00%）
2株未満所有株主	177名（1.25%）	177株（0.00%）
2株以上所有株主	13,980名（98.75%）	287,855,539株（100.00%）

（注）上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2株未満の株式をご所有の株主様177名（所有株式数の合計177株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 併合により1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当行が一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成30年6月下旬開催予定の第112期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するとともに、上記「2. 株式併合(2)④ 効力発生日における発行可能株式総数」に記載のとおり、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。なお、これらの変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力を生じる旨の附則第1条を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>7億9千2万9千株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3億9千5百1万4千5百株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	(第6条および第8条の変更に係る効力発生日) 附則 <u>第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日をもって本附則を削除する。</u>

(注) 上記定款第6条（発行可能株式総数）につきましては、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日（平成30年10月1日予定）に変更されたものとみなされます。

(注) 上記定款第8条（単元株式数）につきましては、会社法第195条第1項に基づき、取締役会の決議によって変更を行うものです。

(3) 定款の一部変更の条件

平成30年6月下旬開催予定の第112期定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

平成30年4月26日	取締役会決議日
平成30年5月中旬（予定）	定時株主総会招集決議日
平成30年6月下旬（予定）	定時株主総会決議日
平成30年10月1日（予定）	単元株式数の変更の効力発生日
平成30年10月1日（予定）	株式併合の効力発生日
平成30年10月1日（予定）	定款の一部変更の効力発生日

(ご参考)

株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式の振替手続きの関係により、平成30年9月26日をもちまして、東京証券取引所における当行株式の売買単位は、1,000株から100株に変更されることとなります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。  
現在の当行の単元株式数は1,000株ですが、今回、単元株式数を100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

- A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。  
今回、当行においては、2株を1株とする株式併合を行います。

### Q 3. 単元株式数の変更と株式併合を実施する目的は何ですか。

- A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当行は、この趣旨を踏まえて、平成30年10月1日をもって、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。  
一方、単元株式数を1,000株から100株に変更するに当たり、単元株式数の変更後においても全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、2株を1株に併合することといたしました。

### Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなるのですか。

- A 4. 株主様のご所有株式数は、平成30年9月30日（実質上9月28日）最終の株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。  
具体的には、単元株式数および株式併合の変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
例①	1,675株	1個	837株	8個	0.5株
例②	1,000株	1個	500株	5個	なし
例③	995株	0個	497株	4個	0.5株
例④	200株	0個	100株	1個	なし
例⑤	199株	0個	99株	0個	0.5株
例⑥	1株	0個	0株	0個	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例①③⑤⑥のような場合）は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数株式の

割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金に関するご案内については、平成 30 年 12 月上旬に、株主様にお送りすることを予定しています。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を開設されていない場合は後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が 1 株のみの場合（上記例⑥の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 5. 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。**

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本は変わりませんので、今回の併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、普通株式 1 株当たりの資産価値は 2 倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。なお、端数が生じる場合の処理については上記 Q 4 をご参照願います。

**Q 6. 所有株式数が減少すると、受け取る配当金に影響はありますか。**

A 6. ご所有の株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（2 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株あたりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、上記 Q 4 に記載のとおり、端数株式処理代金をお支払させていただきます。

**Q 7. 株主自身で何か必要な手続きはありますか。**

A 7. 特に必要な手続きはございません。

**Q 8. 株主優待制度はどうなりますか。**

A 8. 平成 30 年 10 月以降の株主優待制度につきましては、今回の単元株式数の変更および株式併合を踏まえ、今後適切に見直してまいります。

**Q9. 具体的なスケジュールを教えてください。**

A9. 次のとおり予定しております。

平成30年5月中旬	定時株主総会招集決議日
平成30年6月下旬	定時株主総会決議日
平成30年9月25日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成30年9月26日	変更後の単元株式数100株単位での売買開始日
平成30年10月1日	単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日
平成30年12月上旬	端数株式相当分の処分代金お支払い

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人	日本証券代行株式会社
住 所	〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電 話 番 号	0120-707-843 (通話料無料)
受 付 時 間	9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

以 上